

夢を実現する第一歩のために・・・

2011年3月号

ミツヒロニュース



3月です。この度の税制改正で、4月から相続税の基礎控除がこれまでに比べ4割減少します。今まで相続税の心配をしなくて済んでいた人でも、基礎控除の引き下げにより納税の対象となる場合も出て来ます。是非この機会に相続税の試算をして、贈与対策について検討されることをオススメします。毎年、継続して対策を行うことが節税に繋がります。 光廣 昌史

今月のトピックス

- 年度末の決算チェック項目…企業の決算に重要なチェックポイントを紹介します。
- 賃貸住宅居住安定化法について…これからの動向を見守る必要があります。
- あとがき
玄米、食べています／伝える

年度末の決算チェック項目

3月は決算期の企業が多いかと思うので、今回は決算チェックリストを掲載します。ここでは、一般的で主要と思われる項目をご紹介しますが、企業ごとにその業種業態が異なりますので、本項目を基本にして、**各々の業種業態に応じたチェック項目**を補足して作成され、決算内容を確認いただきたいと思います。

1. 決算チェック項目

項目	チェック内容	確認欄
(1) 売上関係	①出荷伝票・納品書控・請求書控・領収書控、検収通知書等の資料から、取引月日を確認しているか	
	②売上の計上事業年度がずれていないか ・当期の売上とすべきものが翌期の売上とされていないか ・請求締切日以後、決算日までの売上が計上されているか ・翌期の売上とすべきものが当期の売上とされていないか	
	③仕入先から直送した売上について、計上もれはないか	
(2) 売上原価関係	①売上総利益 ・前期以前との比較、また、同業他社との比較検討が行われているか。その差異について、原因究明を行ったか。	
	②棚卸商品・原材料 ・期末仕入分の期末売上状況並びに期末近くの返品について、棚卸表と照合したか ・廃棄処理した商品の廃棄日や状況などを確認したか ・評価方法届出書と実際の棚卸方法は合っているか ・実地棚卸は行われているか	

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2) 売上原価関係	・棚卸計上もれ（預け在庫の漏れなど）はないか ・実地棚卸高と帳簿棚卸高の差について検証したか	
(3) 給与関係	①支給した役員給与が、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれかに該当するものであるか ②役員報酬は、株主総会で定めた額（形式基準）の範囲内で支給されているか。実質基準から判定しても過大と判定されることはないか また、昇給のある場合、新事業年度開始の日より3ヶ月以内の昇給か、通達などの特例に合致しているか。 ③使用人兼務役員に支給した賞与は適正か ・使用人兼務役員の判定は正しく行われているか ・使用人兼務役員に支給した賞与の額は、比準者と比較して適正か ・特殊関係使用人に支給した給与の額は、他の使用人に比して適正か	
(4) 交際費関係	①交際費以外の費用科目に含まれる、または製造原価・棚卸資産及び固定資産の取得価額に含まれる交際費等の額を把握しているか ②売上割戻、販売促進費、寄附金等、他の科目との区分は適正か ③一人当たり5,000円以下の飲食費等の判定を正しく行ったか	
(5) その他の費用、損失関係	①出張旅費について、報告書等により出張の事実の疎明は可能か ②賃貸料等、前払費用として処理すべき支出はないか ③債務免除による貸倒について、内容証明郵便等により、貸倒の事実を疎明できるか ④関係者間の金銭消費貸借について、適正な利率による利息の収受はあるか	
(6) 流動資産関係	① 現金 ・実在性を確認したか ② 預金 ・銀行勘定調整表との照合を終えているか ・外貨預金は期末レートに換算（原則TTM）したか ・通帳にて翌期首の売上・費用等の計上漏れを確認したか ③ 受取手形 ・融通手形があるか ・不渡手形があるか→引当金を計上したか ④ 売掛金 ・売掛金の当期分の計上漏れは発生していないか ・期首より動きのない売掛残高、又は、振込手数料の計上もれがないか→全く動いていないものは、要確認	
(7) 貸倒引当金関係	①個別評価する金銭債権の取立不能見込額の算定は妥当か ・担保物以外には回収可能でないことが明らかか。また、担保物処分に日時を要するか ・個別評価事由が生じていることを証する書類等の保存はあるか ②法定繰入率を選択する場合、債務者に対する買掛金、借入金など実質的に債権と認められない金額を把握しているか	
(8) 固定資産関係	①正しい償却方法によっているか ・平成10年4月1日以後に取得した建物は定額法によっているか ・平成19年3月31日以前の取得資産と平成19年4月1日以後の取得資産を区別しているか ・定額法による場合、残存価額を考慮をしないで計算しているか ・定率法による場合、償却保証額との比較検討を行っているか ・平成19年4月1日以後の取得資産の償却につき、新たな償却率によっているか ・平成19年3月31日以前の取得資産で償却可能限度額まで償却している場合、特例計算により残存簿価の償却を行っているか ②期中事業供用資産については、月数按分で償却費を計算しているか ③事業の用に供した日を正しく把握しているか	

(9) 負債関係	①未払金	・リース・割賦など長期未払金の振替について検討したか ・締め後の給与などについて、未払金計算は妥当か	
	②預り金	・社会保険料預り処理及び残高確認、その後の支払額との照合はできたか ・長期滞留はあるか ・相手先不明・「その他」の預り金の検証	

2. 平成 22 年 税制改正項目チェックポイント

平成 22 年税制改正事項のうち主なものをご紹介します。

(1)グループ法人税制の導入

平成 21 年 4 月 1 日以後開始事業年度からグループ法人税制が適用されます。

法人税の申告書にはグループ法人関係図の添付が必要です。

該当する関与先様、該当するかも知れない関与先様はお問い合わせ下さい。

(2)特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社（いわゆる 1 人オーナー会社）における業務主宰役員給与の損金不算入制度は、平成 22 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度から廃止されました。

(3)租税特別措置等の改正

【延長】

- ・中小企業投資促進税制
- ・中小企業等の少額減価償却資産の損金算入
- ・使途秘匿金の支出があった場合の課税の特例
- ・試験研究費に係る追加税額控除等の適用期限
- ・交際費の損金不算入制度
- ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付の不適用措置

【廃止】

- ・情報基盤強化税制
- ・優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅にかかる措置

賃貸住宅居住安定化法

「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律」（以下「**賃貸住宅居住安定化法**」といいます。）が参議院で可決されました。

家賃滞納者を保護！？

この法律案は、もともとは、少子高齢化、人間関係の希薄化等により、連帯保証人を頼まず家賃保証会社を利用するケースが急激に増加している中で、滞納が起き一部に脅迫的な取立て行為が行われていることが問題となり提出されたものです。しかし、**家主より家賃滞納者を保護しようとする法律**であることは否めません。

サラ金業界では、貸金業法改正により延滞金回収が困難になり、また最高裁が過去の過払金返還請求を緩めた結果、最大手の武富士までも破綻しました。賃貸住宅居住安定化法も、一部では、このサラ金の取立規制法と並び称されるほどで、利用者（入居者）それも**滞納者の保護が前面に出ている**といわれます。

「取立行為の規制」に注意

賃貸住宅居住安定化法は「取立行為の規制」「家賃債務保証業の登録」「家賃等弁済情報データベースの登録制度」の3つの柱で構成されておりますが、一般の大家さんも対象となりますので、「**取立行為の規制**」については特に注意が必要です。

家賃の取立てにおいては、次の行為が禁止されることになります。

1. 賃借人等に対する威迫
2. 住宅への立ち入り妨害（鍵の交換等のドアロックは禁止されます）
3. 物品の持ち出し（衣類、寝具、家具、電気機器具その他の物品の持ち出し、保管は出来ません）
4. 制限時間帯における取立て（夜間の一定時間に訪問したり電話をかけたりすることは、正当な理由がある場合を除き禁止されます）
5. 禁止行為の予告

これらに違反した場合には、刑事上の罰則（2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金）を課せられることになるのです。

「威迫」の基準等についてガイドラインが設けられる見込みですが、この法律を盾に、大家さんが悪質滞納者から「威迫した」と脅迫されるのではないかと不安です。

まだ施行されておきませんが、家賃の取立て行為に重大な影響をもたらす内容が盛り込まれています。今後の動向に注目したいところです。

参考文献

税務Q & A （ミツヒロニュース 2009 年掲載分 改訂）

平成 22 年度税制改正のポイント／株式会社 東京ファイナンシャル・ランナーズ 広島 編
バードレポート 2010 年 12 月 6 日 第 810 号 「賃貸住宅居住安定化法」

あとかき

下田です。3 月になり春めいてきましたね。昨年末に「健康に良いよ」と玄米を戴きました。それをきっかけに現在も玄米ごはんを食べています。その玄米は、「ぼそぼそして食べにくい」というイメージを払拭するほど、甘みも粘りもあり、もちもちとした食感で大変美味しい玄米でした。しかも白米を炊くのと同様に炊飯器で簡単に炊きあがります。これなら私も続けられると思い今に至っています。とはいえ白米も大好きなので、昼食で玄米を食べ、朝食と夕食はその日の気分任せゆるやかに続けています。玄米を食べて実感したことは、食物繊維を豊富に含むので便秘に効果的ということです。玄米を二食続けて食べると、翌朝つるんと気持ちよく出てくれます。また老廃物を排出してくれるので、体内の脂肪や糖分も一緒に出て、肥満予防や改善に効果があるそうです。何より、玄米を食事に取り入れたことで、食事の内容や量などに対する意識が変わってきました。「〇〇は健康に良い」と健康法を教えることは多々ありますが、「ちょっと試してごらん」と実際に玄米を用意して下さったことがとても嬉しくて感激しました。その時の気持ちが継続の源になっています。



森川です。1 月に久しぶりにお芝居？を見に行ってきました。Gackt さんが主演を演じた「眠狂四郎無頼控」というお芝居です。眠狂四郎の原作などは読んだことがなかったにも関わらず、かなりアヴァンギャルドな印象を得ました。というのも、映像や光、音響などが上手に取り込まれており、例えば眠狂四郎が刀を振りかざす際に大きなスクリーンに強い光が放たれ、鋭い音が響き、そういった演出で迫力が増していました。また、非日常感たっぷりで、お芝居ではなく映画を見ているような気分になりました。

最近は、結婚式でも映像をスクリーンに映して二人のなれそめなどを紹介します。映像を盛り込むと場の雰囲気が一気に締まって感動が増すような気がします。また、先日、小さなプレゼンテーションの場で、どうやったら上手に相手に情報が伝わるかを考えるきっかけがありました。自分なりに工夫はしたものの、その場で頂いたアドバイスの内容は、視覚・聴覚・触覚など五感をなるべく使って何かを伝えるということだったように思います。

人に物事を伝えるのはとても難しい技術です。五感をうまく使って、なるべく、正確に、且つ好奇心を持ってもらい、心に訴えられるように伝えたいと思っています。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

